

京 都 大 学 フ ィ ー ル ド 科 学 教 育 研 究 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (センター長) 第3条 フィールド科学教育研究センターに、 センター長を置く。 2 センター長は、京都大学の専任の教授をも って充てる。 3 センター長の任期は、2年とし、<u>再任を妨 げない。</u></p> <p><u>4～6</u> (略) (後 略)</p>	<p>(センター長) 第3条 } 2 } (同 左) 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、 <u>補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期 間とする。</u> <u>4 センター長は、再任されることができる。</u> <u>5～7</u> (同 左)</p> <p>附 則 (令和5年達示第26号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>